

兵庫県環境審議会大気環境部会  
ディーゼル自動車等運行規制条例再検討小委員会（第3回）会議録

日 時 平成20年5月30日（金）15：00～16：20

場 所 神戸市教育会館 203

議 題 ディーゼル自動車等運行規制条例再検討に係る将来環境濃度予測  
及び条例規制効果の検証について

出席者 委 員 長 山口 克人 委 員 森 康男  
委 員 山村 充 委 員 山根 浩二

欠席者 委 員 西村 多嘉子

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境管理局长 菊井 順一 大気課長 園田 竹雪  
大気課副課長 佐藤 善己 大気課交通公害係長 石岡 之俊  
その他関係職員

会議の概要

開 会（15：00）

議事に先立ち、菊井環境管理局长から挨拶がなされた。  
兵庫県環境審議会傍聴要領の規定に基づき、写真撮影を許可した。

**審議事項**

（1）将来環境濃度予測について

審議の参考とするため、将来環境濃度予測について事務局より説明を聴取した。（資料3）

（ 質 疑 ）

（山口委員長）

平成22年度の自排局のNO<sub>2</sub>濃度予測結果をみると栄町が59.7と基準達成ギリギリで危ないですね。

（事務局）

p5のモデル作成の際のH17年度の予測結果をご覧いただくと分かりますが、栄町は計算値と比較し実測値がかなり高く、未把握分(a0)が自動車の寄与率の半分以上を占めております。将来予測においても未把握分はそのまま計算結果に加算されますので、非常に影響が大きくなっています。実際の交通量はそれほど多くなく、渋滞も起こしていない

道で、高い理由が分からない状況です。原因が特定でき、対策を取れば下がってくると  
思いますが、現在、調査中です。

(山口委員長)

条例の規制地域外ですが、どう扱うかは考えておかないといけない。

## (2) 規制がないと仮定した場合の将来環境濃度予測について

審議の参考とするため、事務局より説明を聴取した。(資料3)

### ( 質疑 )

(山口委員長)

p13 の条例がないと仮定した場合の濃度予測結果において、H19 年度の直近のデータ  
を使うと規制を廃止した場合は環境基準を超過する局があるということですが、規制を  
継続した場合の結果は出ていますか？

(事務局)

はい。規制継続の場合は規制地域内は全局達成されるという結果が出ています。

(山口委員長)

継続の結果も載せておいた方がよい。

## (3) 条例規制の効果について

審議の参考とするため、条例規制の効果について事務局より説明を聴取した。(資料  
3)

(山口委員長)

削減効果について、当初の見込みではNOxは110tということでしたが、SPMはどう  
ですか。

(事務局)

その時点で環境基準が達成されていたので、SPMは出していません。

(森委員)

p12 のNOx 排出量算定結果で平成19年度までの3年間とH20~22年までの3年間で  
削減効果量がかなり違いますが何故ですか？

(事務局)

将来の排出量予測にあたっては、平成21年10月から始まるポスト新長期まで含めた  
形で行っていますが、車の排出ガス規制が段階的に厳しくなっており、SPMの排出量は  
H17年度以前の規制で大きく落ちていますので、それ以降の削減率はそれほど大きくあ  
りませんが、NOxについては、当初の排出量を100とすると最新の規制適合車は5ぐら  
いまで減ってきており、より削減率が大きくなっています。そのため、買い換えによる  
削減効果が大きく出ていると思われます。

(山口委員長)

新しい車に買い替えることによって排出量が減るということですが、条例により最新適合車への買い換えが強制されるのですか？

(事務局)

いえ、条例の規制では NOx・PM 法の長期規制以降の車は入れるのですが、古い規制車、販売できる期間が制限されているため、今後、実際に買い替えるとなるとポスト新長期の車しかないということです。

(山口委員長)

どのくらい買い替えるかはどういう根拠で予測しているのか？

(事務局)

p1 の表にありますように、新しい車については、平成 19 年度の新車台数がそのまま普及していくとして、それに残存率をかけて将来の台数を算定しています。

(山口委員長)

その辺はどこかに記載されていますか？

(事務局)

今回の資料には記載していませんので、追加させていただきます。

#### (4) 参考資料について

審議の参考とするため、検査結果、違反理由及び支援制度の活用状況について事務局より説明を聴取した。(参考資料)

(森委員)

参考資料の 2 について、違反理由は 1 社につき 1 個でしょうか？参考資料 1 の違反台数と数が一致しません。

(事務局)

報告書の提出が 6~7 割程度で、報告書が出てきた中でも明確な理由が記載されていないものは集計から除外していますので、違反車両の台数に比べ集計の数が少なくなっています。

(山口委員長)

違反率の傾向はどうですか？

(事務局)

違反率は少しずつ上昇しています。対策地域外では規制対象車両がまだ多く残っており、その車が流入してきています。

(山口委員長)

罰則の適用状況はどうか？

(事務局)

即、罰則ということではなく、違反事業者には報告書の徴収を求め指導しています。その上で、平成 19 年 2 月に繰り返し違反を確認した事業者に対し、行政処分（運行禁止命令）を行っております。運行禁止命令に従わない場合に罰則適用となります。

(山口委員長)

違反率の 1.53%は県としてどう認識されていますか？

(事務局)

条例制定時に不適合車の割合から違反率を 10%程度と推計していたことからすれば少ないのではないかと考えております。

(山口委員長)

街頭検査はカメラ検査と比べて違反率が高いですが、こういった理由ですか？

(事務局)

街頭検査は県警や国土交通省と合同で実施していますが、猶予期間を経過した古そうな車両を中心に検査していますので、違反率が高くなっています。

(山口委員長)

支援制度の活用状況で利子補給などは 0 件ですが、どう考えていますか？

(事務局)

利子補給は NOx・PM 法の支援制度で国民金融公庫等が行う融資があるのですが、対策地域内外で利率の差を設けているため、その金利差を県が埋めようという考えで作った制度です。ただ、国の制度を使う人がいないため、県の利子補給も実績がないという結果になっています。一方、県単独の融資制度は買い換えのピークを平成 18 年度とみていましたので、平成 19 年度の数減っていますが、それなりに利用いただいているのではないかと考えております。

また、県の支援制度は解体廃車を前提としていますが、規制対象の古い車でも下取りに出すと高値で売れますので、県の制度を使わず、直接銀行から借りるケースが多いようです。

(山根委員)

繰り返し違反した事業者に対し運行禁止命令を行ったのが 1 件とのことですが、複数回違反した割合はどれくらいですか？ 2 回以上違反している車両は結構あるのですか？

(事務局)

同一車両で 2 回違反したケースや複数の車両で違反した事業者も他にあります。行政処分の対象とする一定の考え方はありますが、行政処分を行うにあたっては違反理由や改善状況等を考慮して行うこととしています。

## (5) 予測ケースについて

(事務局)

今回は規制継続・廃止を決定するものではなく、資料3のp2の予測ケースに基づいて予測した結果、こうなるというものを示しています。次回に事務局案として規制見直しの方向をご提案させていただきたいと思っておりますが、例えば、規制継続であれば違反車両に対してのより効果的な方法をどうするのか、いつまで継続する必要があるのかということも議論をしていただかないといけない。今回お示した予測ケース以外にこういうケースもあるというものがあれば、ご意見をいただきたい。

また、環境基準達成がNOであれば、規制強化ということで、のケースが考えられますが、前提条件が環境基準の達成ということであれば、達成されるとの予測が出ていますので、強化しなくてもいいのかなと考えておりますが、その点もご意見をいただきたい。

(山村委員)

県条例の運行規制を導入するとなったときに、前提として43号線沿線の地域住民からの要望がバックにあり、規制を実施しているというところもありますが、他の地域に関しては、現行の規制を継続することで環境基準を充分達成できると思われしますので、地域住民からの要望等も聞いておりませんので、今の規制をきっちりやっていけばいいのではないかと思います。また、運行規制開始から3年でかなりの改善効果がみられるということで、予測結果からすると規制を廃止してもいいのかなと思っておりますが、一方で住民感情がありますので、委員会としても慎重に検討していく必要があると思っております。

(森委員)

一つの要素として、ディーゼル車の改良が現実に進んでいることからすれば、今の状況よりはもう少し改善されるのではないかと。燃料高や貨物車の交通量減少の傾向からすれば、将来的には規制廃止の可能性はあると思うが、あと2～3年は続けていかないといけないのではないかと。ただ、規制強化とまではいかないと思う。

(山口委員長)

少なくとも国の目標の平成22年までは続けなくてはならない。その時点で状況をみて規制を止めるか止めないか、またゆるめていくのかという検討かなと思っております。規制強化の場合の予測をしないといけないという積極的な意見もないようですので、検討はしなくてもいいのではないかと。

(事務局)

今回のご意見を踏まえ、次回の小委員会で事務局案を示させていただきます。

閉 会 ( 1 6 : 2 0 )